

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3135284号
(U3135284)

(45) 発行日 平成19年9月6日(2007.9.6)

(24) 登録日 平成19年8月15日(2007.8.15)

(51) Int.C1.

F 1

G09F	1/10	(2006.01)	G09F	1/10	F
A47B	96/20	(2006.01)	G09F	1/10	N
A47B	55/00	(2006.01)	A47B	96/20	Z
			A47B	55/00	

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号

実願2007-4948 (U2007-4948)

(22) 出願日

平成19年6月28日 (2007.6.28)

(73) 実用新案権者 593019722

株式会社ニッケンハードウエア
東京都東大和市向原2丁目1039番地の
12

(74) 代理人 100092679

弁理士 樋口 盛之助

(74) 代理人 100141287

弁理士 原 慎一郎

(72) 考案者 岡本 修一

東京都杉並区下井草3丁目3番26号 株
式会社ニッケンハードウエア内

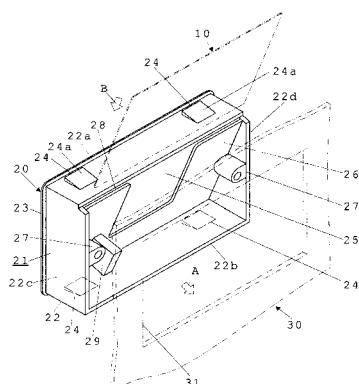
(54) 【考案の名称】 ロッカーの扉などのカードホルダー装置

(57) 【要約】

【課題】 外部から名札の取り外しをおこなうことができない、ロッカーの扉などに設ける名刺などのカードホルダー装置を提供すること。

【解決手段】 扉板30に形成された四角形の穴31に嵌合する正面形状を持ち各辺が少なくとも前記扉板の厚さよりも大きな奥行き量を有する正面から見て四角形の筒状枠体21と、該枠体21の内部における上位辺22aの奥行き側の端部と下位辺22bの手前側の端部との間を斜めに横断する透明な保護壁25と、該透明保護壁25の後面側に上部を開放してカード又は名刺10の厚さ程度の隙間d2を介して設けたカード又は名刺10の支持壁26とを備え、前記筒状枠体21をその手前端部まで前記扉板30の前面側又は後面側から当該扉板30に形成した穴31に差込んで固定し、カード又は名刺10を、扉板30の背面において前記隙間d2の上部開放部から挿入するようにしたこと。

【選択図】 図5



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

扉板に形成された四角形の穴に嵌合する正面形状を持ち各辺が少なくとも前記扉板の厚さよりも大きな奥行き量を有する正面から見て四角形の筒状枠体と、該枠体の内部における上位辺の奥行き側の端部と下位辺の手前側の端部との間を斜めに横断する透明な保護壁と、該透明保護壁の後面側に上部を開放してカード又は名刺の厚さ程度の隙間を介して設けたカード又は名刺の支持壁とを備え、前記筒状枠体をその手前端部まで前記扉板の前面側又は後面側から当該扉板に形成した穴に差込んで固定し、カード又は名刺を、扉板の背面において前記隙間の上部開放部から挿入するようにしたことを特徴とするロッカーの扉などのカードホルダー装置。

10

【請求項 2】

透明な保護壁と該壁に平行な支持壁は、扉の外面に対して前記両壁の上部が扉の穴の内奥側に位置し、下部が穴の手前側に位置する傾斜を有して形成した請求項 1 のロッカーの扉などのカードホルダー装置。

【請求項 3】

支持壁は、保護壁と平行な面の壁面体か又は、保護壁と平行な端面を有するリブ状体により形成した請求項 2 のロッカーの扉などのカードホルダー装置。

20

【請求項 4】

筒状枠体の手前側の外周には係止用縁を形成するか、又は、向う側（奥側）の外周に係止用縁を形成した請求項 1 ~ 3 のいずれかのロッカーの扉などのカードホルダー装置。

【請求項 5】

四角形の穴と、その穴に差込み固定される四角形の筒状枠体は、これらに代えて四角形以外の正面形状の穴とその穴に差込み固定される当該穴と同形状の筒状筒体に形成した請求項 1 ~ 4 のいずれかのロッカーの扉などのカードホルダー装置。

30

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、ロッカー類の主として扉に設けるカードホルダー装置に係わり、とくに、オフィスや工場、或は、フィットネスクラブやスポーツクラブなどにおいて私物を入れるロッカーの扉などに名前を表示した名刺サイズのカード、名刺、名札などをセットするのに好適な装置に関する。

30

【背景技術】**【0002】**

オフィスなどにおいて、私物を入れるロッカーは、その扉の名刺差しなどと称される部位に個人名が記載されたカードや名刺が差し込まれているのが普通である。従来、名札は、ロッカーの扉を形成する扉板に設けた四角い枠状の名札入れに、透明なプラスチック薄板を重ねて、挿入されている。このような名札入れは扉板に切起しや枠体の溶接などにより形成されたものが多い。

【0003】

しかしながら、ロッカーの扉板前面から名札入れを取り付けた構造では、いたずらなどによって、簡単にカードや名札を外されたり、交換されたりするおそれがある。

40

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】****【0004】**

本考案は、上記のような現状に鑑みて、外部から名札の取り外しをおこなうことができない、ロッカーの扉などに設ける名刺などのカードホルダー装置を提供することを、その課題とする。

【課題を解決するための手段】**【0005】**

上記の課題を解決することを目的としてなされた本考案カードホルダー装置の構成は、

50

扉板に形成された四角形の穴に嵌合する正面形状を持ち各辺が少なくとも前記扉板の厚さよりも大きな奥行き量を有する正面から見て四角形の筒状枠体と、該枠体の内部における上位辺の奥行き側の端部と下位辺の手前側の端部との間を斜めに横断する透明な保護壁と、該透明保護壁の後面側に上部を開放してカード又は名刺の厚さ程度の隙間を介して設けたカード又は名刺の支持壁とを備え、前記筒状枠体をその手前端部まで前記扉板の前面側又は後面側から当該扉板に形成した穴に差込んで固定し、カード又は名刺を、扉板の背面において前記隙間の上部開放部から挿入するようにしたことを特徴とするものである。

【0006】

本考案において、筒状枠体の手前側の外側には、係止用縁を形成して、扉板の穴に差込んだときに、筒状枠体の位置決めを簡単に行えるようにすることができる。本考案では、手前側に代えて筒状枠体の向う側（奥側）に係止用縁を設け、扉板の穴の背面から筒状枠体を差込み、その位置決めを行うようにしてもよい。

【0007】

また、本考案においては、透明な保護壁と該壁に平行な支持壁は、扉の外面に対して前記両壁の上部が扉の穴の内奥側に位置し、下部が穴の手前側に位置する傾斜を有して形成したものでよい。さらに、支持壁は、保護壁と平行な面の壁面体か又は、保護壁と平行な端面を有するリブ状体により形成したものでよい。

【考案の効果】

【0008】

本考案ロッカーの扉などのカードホルダー装置は、扉板に形成された四角形の穴に嵌合する正面形状を持ち各辺が少なくとも前記扉板の厚さよりも大きな奥行き量を有する正面から見て四角形の筒状枠体と、該枠体の内部における上位辺の奥行き側の端部と下位辺の手前側の端部との間を、斜めに横断する透明な保護壁と、該透明保護壁の後面側に上部を開放してカード又は名刺の厚さ程度の隙間を介して設けたカード又は名刺支持壁とを備え、前記筒状枠体をその手前端部まで前記扉板の前面側又は後面側から穴に差込んで固定し、カード又は名刺を、扉板の背面において前記隙間の上部開放部から挿入するようにしたので、外部からカード又は名刺の取り外しをおこなえない。言い換えれば、ロッカー内部からしかカード又は名刺を外せないので、いたずらなどによるカード又は名刺の入れ替えなどの事故を確実に防止することができる。また、カード又は名刺を挟む透明保護壁と支持壁は、上部が後斜した斜面に形成されているので、例えば、貸しロッカーの下部のカードホルダーとして用いると、上方からカードに記入された名前などが見易いという利点がある。

【考案を実施するための最良の形態】

【0009】

以下、添付図を参照して、本考案ロッカーの扉などのカードホルダー装置の実施形態を説明する。添付図において、図1は本考案ロッカーの扉などのカードホルダー装置の一実施形態を示す正面図、図2は図1の2-2線に沿う縦断面図、図3は図1および図2に示すカードホルダー装置の背面図、図4は図3の4-4線に沿う拡大断面図、図5は図1～図3に示すカードホルダー装置を説明するためその使用状態を裏面から見た斜視図、図6は本考案カードホルダー装置の別例の背面図、図7は図6の7-7線に沿う縦断面図、図8は図7における支持壁の別例を説明するために正面側から見た拡大斜視図である。

【0010】

図1～図5において、本考案カードホルダー装置は、例えば、私物を容れる個人ロッカーの使用者を特定するためのもので、名刺サイズのカード10およびカードホルダー20を有している。

【0011】

カード10には、図1に例示したように顔写真11、名前12、所属会社13などが印刷されている。

【0012】

本考案装置の主体となるカードホルダー20は、例えば合成樹脂成型物からなっており

、図1～図3に示すように、筒状枠体21を備えている。筒状枠体21は、各辺が少なくとも扉板30の厚さよりも大きな奥行き量wを有する正面から見て四角形の中空状の筒部22を有している。筒部22の一端には、鍔状の係止用縁23が一体に成形され、筒部22の上面および下面の各々には、止め体24が一体に成形されている。

【0013】

各止め体24は、一例として図4に示すように、三角柱のもので、筒部22の後面側に向かって斜め下方に傾斜する斜面24aを備えている。これらの止め体24aは、斜面24aを上方に向けて、筒部22の上位辺22aの外面に配置されている。止め体24における係止用縁23に対面する前面は、係止用縁23の背面との間に隙間d1を形成しており、その高さは、ほぼ係止用縁23と同じに形成されている。

10

【0014】

筒状枠体21の上位辺22aは、図2に示すように、残余の左右の側位辺22c, 22dおよび下位辺22bよりも短く形成されている。上位辺22aの後縁には、そこから斜めに枠体21における下位片22bの前方に向かって保護壁25と、該壁25と平行な面を有する支持壁26が隙間d2を保持して延びている。

20

【0015】

保護壁25は、アクリル樹脂などの透明な合成樹脂からなっており、上位辺22aの後端縁から下位辺22bの前端縁に向かって斜めに配置され、接着剤などによって、上縁を筒部22の上位辺22aの内面に、下縁を下位辺22bの内面に、左右の側縁を側位辺22c, 22dの内面にそれぞれ接合されている。

20

【0016】

カード又は名刺10の支持壁26は、保護壁25との間に小さな隙間d2を形成して平行に配置され、図の例では、接着剤によって下縁を下位辺22bの内面に、左右の側縁を側位辺22c, 22dの内面にそれぞれ接合されている。前記隙間d2の上端となる上部開放口又は上部開放部28は、筒部22の上位辺22aの後端に配置されている。なお、27は、支持壁26の左右側後面に設けた取付用ボスで、筒状体21が扉30の前面側へ抜け出るのを、この扉30の背面側で止着するためのボス状部材である。

【0017】

なお、この実施例において、カード又は名刺10の支持壁26は、図3に示すように、その中央に、上側縁に切り欠き26aが形成され、平面形状がほぼ凹状に形成されているが、凹状に形成しない場合もある。また、カード又は名刺10の支持壁26の背面には、マイクロスイッチ(図示せず)などの電子デバイスなどを固定するためのボックス状の取付け部29が当該支持壁26と一体に形成されている。

30

【0018】

上記マイクロスイッチは、カード又は名刺10が保護壁25と支持壁26の間に挿入されたこと、又は、抜去されたことを検出し、この検出信号に基づいて、図示しないが扉の錠前の施、解錠を許容又は否定するためのトリガー信号を形成するなどに利用する。

40

【0019】

個人ロッカーの扉板30には、図5に鎖線で例示するように、筒状枠体21の筒部22の垂直断面輪郭よりも僅かに大きな矩形をなす穴31が設けられている。

個人ロッカーに対する本考案ロッカーの扉などのカードホルダー装置の装着は、図5に矢印Aで示すように、筒状枠体21の後部をロッカーの扉板30の穴31に扉板30の外側から嵌合したあと、カードホルダー20全体を扉板30の外から押し込み、筒状本体21を扉板30に固定することによってなされる。

【0020】

本考案によるカードホルダー装置は、図1～図5に示した例では、係止用縁23、止め体24およびこれらの間の隙間d1によって、扉板30の前面側からカードホルダー20を穴31に押し込むだけで、扉板30に組み付けることができる。なお、係止用縁23が筒状枠体21の後部外周上に形成されている場合には、穴31の背面側から押し込まれる。

50

【0021】

すなわち、扉板30の前面側から、筒状枠体21が扉板30の穴31に差込まれると、穴31の縁部は、止め体24の斜面24aによって弾性変形しながら、図4に示すように、隙間d1に落ち込み、落ち込んだところで弾性復元し、係止用縁23および止め体24によって位置を固定される。このため、ロッカーに対する装着をきわめて簡単に行える。装着すると、カードホルダー20は係止用縁23および止め体24によって抜け出しを阻止され、しかも、ロッカーの前面には、鍔である係止用縁23および筒状枠体21と一体化された保護壁25しか外部に露出しないので、カードホルダー20をロッカーの外部から全く取り外すことができない。

【0022】

10

カード10は、図5に矢印Bで示すように、保護壁25とカード又は名刺支持壁26との間の上部開放部28から保護壁25とカード又は名刺の支持壁26との間に隙間d2に落とし込まれる。このとき、保護壁25とカード又は名刺の支持壁26との間に空気が切り欠き26aから抜け出るため、カード10をスムーズに差し込むことができる。差込むと、カード10は、筒状枠体21および保護壁25によって覆われ、取り外しを外部から行えない、言い換えれば、ロッカー内部からしかカード10を外せない。このため、扉となる扉板30をロックすると、ロッカー外部からカード10を抜き出したり、他のロッカーの名札と差し替えたりするなどのいたずらを、完全に阻止することができる。

【0023】

20

そして、筒状枠体21の上位辺22aおよびこれにある係止用縁23が底となって、保護壁25の反射を抑制しているため、天井照明に邪魔されずに、カード10の記載事項の確認を行うことができる。また、保護壁25は上部側が後傾した斜面であるから、特に人の視線より下方に位置付けられて設けたカードホルダー装置にあっては、上方からカードの記載内容が見易いという利点がある。

【0024】

図1～図5により説明した以上の実施例は、カード又は名刺10の支持壁26が保護壁25と隙間d2を介在させた平行な平面体により形成されたものであつが、本発明では上記支持壁26を、図6～図8に例示する形態に変更したものもあるので、以下にこの点について説明する。

【0025】

30

即ち、図6～図8における支持壁126は、垂直壁体の前面に、前端面が、上記支持壁26と同じ傾斜になるリップ体129bを、図の例では4列設け、各リップ体129bの傾斜した前端面でカード又は名刺10をその背面から支持するようにしたものである。

なお、図6～図8において、127は先の実施例のボス状部材27と同旨のボス状部材、126aは垂直壁体に形成した切り欠きで先の実施例の切り欠き26aと同旨のもの、129aは垂直壁体の前面側に形成したマイクロスイッチMSなどの電子デバイスのボックス状取付部で、先の実施例の取付部29に対応するものである。

【0026】

40

以上の実施形態において、ロッカーの施錠は、機械式のキーを使った簡単な構造のものからなっているが、複雑な電子構造のものであつてもよい。後者の場合、それに必要な電子デバイス、例えば、カード10の有無を検知する光センサーなどは、図3や図8に示すカードホルダー20に設けた取付け部29, 129aに設置し、取付け部29, 129aに近接して設けた開口を光通路などに使うことができる。

【0027】

以上説明した実施の形態において、カードホルダー20は扉板30に係止用縁23、止め体24およびこれらの間の隙間d1によって装着されているが、筒状枠体21が扉板に形成された四角形の穴に嵌合する正面形状を持ち各辺が少なくとも前記扉板の厚さよりも大きな奥行き量を有する正面から見て四角形の形状を有するため、例えば、筒状枠体21を扉板30に嵌め込んだあと接着するなどの他の手段を採用することができる。

また、扉30に設ける穴31とその穴に嵌まる筒状枠体21を、前記例の四角形以外の

50

多角形や円形、長円形にしても本考案は成立する。

【産業上の利用可能性】

【0028】

ロッカーの扉などの本考案カードホルダー装置は、以上のように、カード又は名刺の入れ替え、抜き出しなどを確実に防止することができるので、上述の個人ロッカーに限らずに、ビジネスにおける重要なドキュメントを保管する書類用ロッカーなどにも利用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】本考案ロッカーの扉などのカードホルダー装置の一実施形態を示す正面図。

10

【図2】図1の2-2線に沿う縦断面図。

【図3】図1および図2に示すロッカーの扉などのカードホルダー装置の背面図。

【図4】図3の4-4線に沿う拡大断面図。

【図5】図1～図3に示すカードホルダー装置の使用状態を裏面から見た説明図。

【図6】本考案カードホルダー装置の別例の背面図。

【図7】図6の7-7線に沿う縦断面図。

【図8】図7における支持壁の別例を説明するために正面側から見た拡大斜視図。

【符号の説明】

【0030】

1 0 カード又は名札

20

1 1 顔写真

1 2 名前

1 3 所属会社

2 0 カードホルダー

2 1 筒状枠体

2 2 筒部

2 2 a 上位辺

2 2 b 下位辺

2 2 c 側位辺

2 2 d 側位辺

30

2 3 係止用縁

2 4 止め体

2 4 a 斜面

2 5 保護壁

2 6 カード又は名刺の支持壁

2 6 a 切り欠き

2 7 取付け用ボス

2 8 上部開放部

2 9 取付け部

2 9 a 支持板の開口

40

3 0 ロッカーの扉板

3 1 穴

d 1 係止用縁と止め体との間の隙間

d 2 保護壁とカード又は名刺支持壁との間の隙間

w 筒状枠体の奥行き量

